

住宅の被害認定調査

災害からの生活再建に向けた第一歩として、

被災した住宅の調査を行います。

被害認定とは・・・

被害認定とは、地震や風水害等の災害により被災した住宅の「被害の程度(全壊、半壊等)」を認定することをいい、市町村により実施されます。この認定結果に基づき、被災者の方々に「り災証明書」が発行されます。

被害の程度とは・・・

住宅の被害の程度については、国で基準が定められています。

住宅の屋根、壁等の経済的被害の全体に占める割合(=損害割合)に基づき、被害の程度を認定します。一般的には、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」及び「半壊に至らない」の4区分で認定を行います。

調査の方法は・・・

被害認定調査については、国で標準的な調査方法が定められています。

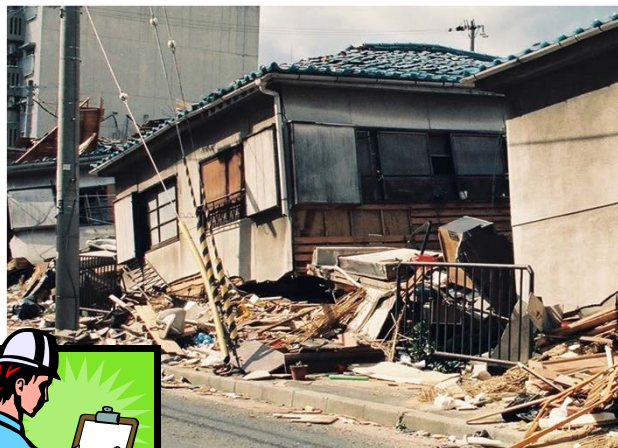
具体的には、研修を受けた調査員(市町村の職員等)が、原則として2人以上のグループで、被災された住宅に伺い、住宅の傾斜、屋根、壁等の損傷状況を調査します。



(国の調査方法)



(住宅の傾斜の計測)



被害の程度	全壊	大規模半壊	半壊
損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満

り災証明書

各種被災者支援措置

り災証明書とは・・・

り災証明書とは、災害により被災した住宅の「被害の程度」を市町村が証明するものです。

この証明書は、被災者生活再建支援金の支給、住宅の応急修理など様々な被災者支援措置を受ける際に必要となります。

市町村等により講じられる支援措置は、災害の規模等により異なります。

＜大地震の際に行われる 3つの建物被害調査について＞

	住宅の被害認定	応急危険度判定	被災度区分判定
実施目的	住家に係るり災証明書の発行	余震等による二次災害の防止	被災建築物の適切かつ速やかな復旧
実施主体	市町村	市町村(都道府県・応急危険度判定協議会が支援)	建物所有者
判定調査員	主に行政職員(り災証明書発行は行政職員のみ)	応急危険度判定士(行政又は民間の建築士等)	民間建築士等
判定内容	住家の損害割合(経済的被害の割合)の算出	当面の使用の可否	継続使用のための復旧の要否
判定結果	全壊・大規模半壊等	危険・要注意・調査済	要復旧・復旧不可能等
判定結果の表示	り災証明書に判定結果を記載	建物に判定結果を示したステッカーを貼付	判定結果を依頼主に通知

応急危険度判定協議会(全国被災建築物応急危険度判定協議会) <http://www.kenchiku-bosai.or.jp/Jimukyoku/Oukyu/Oukyu.htm>
 地震直後に被災した建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するため、応急危険度判定の実施体制の整備を行うことを目的として設立された協議会。国土交通省、47都道府県、建築関連団体、都市再生機構等から構成され、財団法人日本建築防災協会が事務局を担当している。